使用料•手数料改定資料

使用料・手数料改定の概要について

Р1

使用料・手数料改定資料(現行及び改定案単価比較表)

P2~P6

総務部財務室財政課

使用料・手数料の改定の概要について

1. 改定案の概要

(1)見直し対象

20条例、1規則、35施設(改正する条例:6条例)

(2)算定方法

「使用料・手数料の見直し方針」に基づき算出した原価素数値と現行単価の乖離幅により改定対象を選定し、乖離幅に応じて改定率を設定した。

(3)算定結果

使用料 …改定:4施設等、15項目、

据置:327項目

手数料 …改定:10手数料、21項目、

据置:600項目

(4)平均改定率

使用料 …12.1%

手数料 …74.8% (※経過措置後35.1%)

全 体 …68.2% (※経過措置後32.7%)

※収入見込増減 +105,296千円(平年ベース)

(+50,550千円 経過措置平年ベース)

2. 改定する使用料・手数料と平均改定率

- (1)葬斎場 … 11.9%
- (2)勤労者研修センター … 18.6%
- (3)いきいきセンターさわまち(陶芸室専用使用) … 12.5%
- (4) セラミックアートセンター(陶芸窯専用使用) … 15.0%
- (5)家庭系廃棄物処理手数料ほか計3手数料… 74.8%
- (6)確認申請等手数料ほか計7手数料… 17.5%

3. 条例の施行時期

令和2年10月1日

- ※(5) 廃棄物処理手数料中
 - •家庭系廃棄物処理手数料(市民直接搬入分)
 - ・事業系廃棄物処理手数料(浄化槽汚泥以外の廃棄物分) については令和2年10月、令和4年10月の2段階で引き上げの 経過措置あり

4. その他(法令の改正に伴う手数料の追加等)

- (1) 手数料
 - ・罹災証明交付手数料の無償化
 - ・除票の証明
 - ・低炭素建築物新築等計画認定手数料ほか 計6手数料
- (2)条例の施行時期 … 令和2年4月1日

使用料・手数料改定資料(現行及び改定案単価比較表)

条例名: 江別市火葬場条例

平均改定率 : 11.9%

※ 単価表は改定分のみを示す。

1	※ 単価表は改定分のみを示す。								
区分		単位	現行	改定案	比較	備考			
			円	円	円				
	13歳以上の死体	1体	20,000	24,000	4,000				
	13歳未満の死体	1体	16,000	19,000	3,000	├ ※市民は無料			
火葬炉	死胎	1体	10,000	12,000	2,000	※川氏は無料			
	埋葬された死体	1体	5,000	6,000	1,000				
	身体の一部	1体	900	1,000	100				
焼却炉	胞衣及び産わい物	1kg	550	600	50				
光和光	その他	1kg	550	600	50				
待合室	待合室		10,000	11,000	1,000				

【主な減免制度】

- ・生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者・・・ 10割減免
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者・・・ 10割減免

条例名: 江別市勤労者研修センター条例

平均改定率 : 18.6%

※ 単価表は改定分のみを示す。

室名	午前			午後			夜間			全日		
	現行	改定案	比較	現行	改定案	比較	現行	改定案	比較	現行	改定案	比較
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
研修室1	1,400	1,800	400	1,900	2,200	300	2,100	2,400	300	5,400	6,400	1,000
研修室2	3,000	3,700	700	3,800	4,500	700	4,100	4,800	700	10,900	13,000	2,100
研修室3	700	900	200	900	1,100	200	1,100	1,200	100	2,700	3,200	500
研修室4	600	800	200	900	1,000	100	900	1,000	100	2,400	2,800	400

【主な減免制度】

・市内の一般企業又は団体等が行う研修・・・ 8割減免

条例名 : 江別市高齢者福祉施設条例 平均改定率 : 12.5%

※ 単価表は改定分のみを示す。

、							
区分			単位	現行	改定案	比較	
				H	H	円	
陶芸窯使用料	専用使用	本焼	1回	3,000	3,400	400	
	専用使用	素焼	10	1,000	1,100	100	

条例名 : 江別市陶芸の里条例 平均改定率 : 15.0%

※ 単価表は改定分のみを示す。

// 「 -						
区分			単位	現行	改定案	比較
				円	円	円
設備使用料	ガス窯	専用使用 素焼	1回	12,000	13,800	1,800

条例名 : 江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例 平均改定率 : 74.8%

※ 単価表は改定分のみを示す。

	区分	単位	現行	改定案	比較	備考
家庭系廃棄物 処理手数料	市民が家庭系廃棄物を市の処理施設に搬入 し、市が処分するとき	10kg	90	円 150 (120)	60	※経過措置 R4年10月施行予定 R2年10月1日施行
事業系廃棄物 処理手数料	净化槽汚泥	202	70	80	10	R2年10月1日施行
	その他のもの	10kg	110	200 (150)	90	※経過措置 R4年10月施行予定 R2年10月1日施行
		2000まで	900	1,200	300	
し尿処理手数料	仮設トイレのし尿	2000を超えて 200ごと	90	120	30	R2年10月1日施行
	その他のし尿	202	90	120	30	

条例名 江別市手数料条例 平均改定率 17.5%

見直し方針に基づく改定

※ 単価表は改定分のみを示す。

	種別					
	別表第1 の番号 (改正後)	名称	単位	現行	改定案	比較
				円	円	円
申請手数料	9	確認申請等 工作物(変更)	1件	6,000	7,000	1,000
	13	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	1件	55,000	63,000	8,000
	14	公衆便所等の道路内における建築許可申請	1件	55,000	63,000	8,000
	21	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請	1件	55,000	63,000	8,000
	60	低炭素建築物新築等計画認定申請 住宅の認定 評価 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5 1.5	1 11+	5 000	6 000	1 000
		1戸 2戸以上5戸以内	1件 1件	5,000 10,000	6,000 11,000	1,000 1,000
		共同住宅の共用部分の認定 評価機関審査を受けた場合		10,000	11,000	1,000
		300㎡以内 非住宅の認定(モデル建物法の場合を除く)	1件	10,000	11,000	1,000
		評価機関審査を受けた場合 300㎡以内 非住宅の認定(モデル建物法の場合)	1件	10,000	11,000	1,000
		評価機関審査を受けた場合 300㎡以内	1件	10.000	11.000	1,000
	61	低炭素建築物新築等計画変更認定申請 住宅の変更認定 評価機関審査を受けた場合			·	·
		1戸	1件	2,500	3,000	500
		2戸以上5戸以内 共同住宅の共用部分の変更認定 評価機関審査を受けた場合	1件	5,000	5,500	500
		300㎡以内 非住宅の変更認定(モデル建物法の場合を除く)	1件	5,000	5,500	500
		評価機関審査を受けた場合 300㎡以内 非住宅の変更認定(モデル建物法の場合) 評価機関審査を受けた場合	1件	5,000	5,500	500
		300㎡以内	1件	5,000	5,500	500
証明手数料	67	建築確認台帳記載事項証明書交付手数料	1件	300	350	50

法令の改正等に伴う手数料の追加、その他の見直し

		種別				
	別表第1 の番号 (改正後)	名称	単位	現行	改定案	比較
申請手数料	44	市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認申請手数料 1ha未満 1ha以上	1件 1件	7,400 12,000	円 - -	円 削除 削除
	51	優良宅地造成認定申請手数料	1件	86,000	_	削除
	60	低炭素建築物新築等計画認定申請 共同住宅の認定 平成28年経産省・国交省令第1号(以下64の項までにおいて「省令」という。)第5条第3項第2号に適合している場合				追加
	61	低炭素建築物新築等計画変更認定申請 共同住宅の変更認定 省令第5条第3項第2号に適合している場合				追加
	62	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請 共同住宅の認定 省令第12条第2項第2号に適合している場合 複数建築物の認定 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物の エネルギー消費性能の向上に関する法律(以下 この項及び63の項において「法」という。)第29条 第3項各号に掲げる事項が記載されている場合				追加追加
	63	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 共同住宅の変更認定 省令第12条第2項第2号に適合している場合 複数建築物の変更認定 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に 新たな建築物を他の建築物として記載して変更 認定を申請する場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されて いる場合				追加追加
証明手数料	67	除票記載事項証明手数料	1通	_	300	新設
		罹災証明交付手数料	1件	300	-	削除
		除票又は戸籍附票の除票の写しの交付手数料	1通	-	300	新設